

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第十一号

昭和三十七年四月十三日(金曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 加藤常太郎君
理事青木 正君 理事竹山祐太郎君
理事丹羽喬四郎君 理事島上善五郎君
理事畑 和君

荒松清十郎君 飯谷 忠男君
薩摩 雄次君 首藤 新八君
田中 榮一君 中垣 國男君
永山 忠則君 林 博君
福永 一臣君 太田 一夫君
山中日露史君 山花 秀雄君
井堀 繁男君

出席國務大臣 安井 謙君
自治 大臣

出席政府委員 大上 司君
自治事務官 松村 清之君
(選挙局長)

四月十三日

委員内田常雄君辞任につき、その補
欠として永山忠則君が議長の指名で
委員に選任された。

同日

委員永山忠則君辞任につき、その補
欠として内田常雄君が議長の指名で
委員に選任された。

四月九日

連座制強化に関する請願外八件(島
上善五郎君紹介)(第三七七七号)
選挙違反者の罰則強化に関する請願
外七件(島上善五郎君紹介)(第三七
七二号)

同外五件(春日一幸君紹介)(第三
八〇九号)

選挙区別人口と議員定数の不均衡是
正に関する請願外八件(島上善五郎
君紹介)(第三七七七号)
同外二件(本島百合子君紹介)(第三
八一〇号)

四月六日

公職選挙法の一部改正に関する陳情
書(浦和市高砂町四丁目四十九番地
の一崎玉原町村議会議長会長松井勝
蔵)(第六五六号)

同(郡山市堂前十五番地日本婦人有
権者同盟郡山支部長田村いち)(第七
一四号)

同(松山市一番町愛媛県町村会長渡
辺諸吉)(第七四一四号)

同(福岡市薬院堀端七丁目百二十三
番地福岡県町村議会議長会長野見山
麻邦)(第七四二二号)

沖繩人の日本に対する参政権回復に
関する陳情書(那覇市久米町一丁目
三十一番地沖繩県祖國復興協議会長
赤嶺武次外一名)(第六五七号)

選挙にラジオ、テレビ活用に関する
陳情書(松山市松前町二丁目三十番
地南海放送株式会社番組審議会委員
長重松孝外十一名)(第七七七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
公職選挙法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇八号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律
案(内閣提出第一〇九号)

○加藤委員長 これより会議を開きま
す。

公職選挙法等の一部を改正する法律
案及び国会議員の選挙等の執行経費の
基準に関する法律の一部を改正する法
律案を一括議題といたします。

右両案並びに公職選挙法等の一部を
改正する法律案に対する島上善五郎君
外二名提出の修正案を一括して質疑を
継続いたします。

質疑の通告がありますので、順次こ
れを許します。島上善五郎君。

○島上委員 政府案の内容につきまして
は、一、二お伺いしたいと思いま
す。問題点はたくさんありますけれど
も、まだ大臣もお見えになっておりま
せんし、二、三の点について何ってお
きます。

このたびの改正案は、選挙制度審議
会の答申に基礎を置いておりますこと
は、これは当然ですけれども、その中
で問題の三点についてはきょうは質問
しませんが、この答申の精神は、選挙
運動を候補者中心から政党の運動へ移
行せしめよう、こういう考えに立って
おりますこと、もう一つは、非常に
弊害の多いいわゆる悪質違反について
は、これを厳罰にする、同時に、弊害
のない運動につきましてはあまり取り
締まり、取り締まりと言わずに緩和し
よう、こういう方向をとっておること

も事実でございます。その緩和の具体
的な一点として、選挙運動について
は、衆議院議員及び参議院議員の候補
者となろうとする者は、事前に、選挙
期日の公示または公示前において選挙
運動をすることができ、具体的にい
うと、演説会並びに選挙に関する経歴
の印刷物を頒布することができる、こ
ういうことになっているわけでありま
すが、これは政府案のままでは問題が
あるような気がいたします。これは先
般林君も質問しておりましたが、演説
会を百回開く、それから演説会告知用
のポスターを張ることもできる、こうい
うことになっておりますが、この演説
会は、告示後の候補者の個人演説会と
同じような性格のものであるというふ
うに解釈されますが、そういうもので
あるかどうか。従って告知用のポス
ターも告示後の個人演説会の周知のた
めのポスターと同じような性質のもの
の、こういうふうな解釈してよろしい
かどうか、まず伺っておきます。

○松村(清)政府委員 演説会の開催に
関しましては、選挙運動期間中の演説
会と事前運動としての演説会と、その
性格においては、ほぼ似通ったもので
あると存じます。ただこの選挙演説会
を告知いたしますポスターにつきまし
ては、そこに若干の違いがあるように思
うのでございます。と申しますのは、
法律の原案にありますように、事前運
動としての演説会を告知するポスター
につきましては、選挙の公示前一定期
間内に入りましたならば、一斉にこれ
をきれいにさせる、こういう義務を候

補者側に負わしておるのでございま
す。しかし、それまではできるだけ制
限というものははずしていきうとい
ことで、ポスターの枚数には制限を加
えておりません。また、これを制限い
たすようになります、たとえば事務的に
は選挙管理委員会等が常時動く体制を
作っておきませんと、いつこのポス
ターの検印を求められるかもわからな
い、こういうようなことで、事前運動
といたしましたしては、期間が長ござい
ますので、事務的な点等も考えまし
て、ポスターについては制限を加えな
い、しかし一定期日になればこれを全
部きれいにさせる、こういう趣旨で原
案が作成されております。

○島上委員 事前の演説会ができなく
なりますと、その二日以内に撤去しな
ければならぬ。それだけの違いは私
もわかっております。それ以外の点で
は、違いといえ、今度は検印を受け
ないから枚数が無制限である。しかし
告知用のポスターは、演説会自体がい
わば告示後の個人演説会と同じ性格の
ものですから、ポスターについても、
もちろん図案等についてはいろいろ各
人異なるでしようけれども、ポスター
そのものも検印を受けないというこ
と、枚数に制限がない、二日間のうち
に撤去しなければならぬという以外
同じだと思っております。そこでこの点に
関する議論がございまして、新聞の報
道等によりまして、これを修正しよ
うと伝えられておるようですが、この
ままですと、この事前演説会の経費は
選挙費用の経費の中に合算する、こう

いうことになっておりまして、実態をつかむことはなかなか困難であらうと思ふのです。実際にかかっていた通り届け出ればそれはけっこうですけれども、極端に申しますと、一回の演説会についてポスターを一万枚張つても千枚と届け出たつてどうしようもないと思ふのです。大へんな経費がかかると思ふのです。金のかからない選挙というのを指向しておりながら、この点は非常に問題点だらうと思ふのです。

それからもう一つ問題になるのは、候補者個人の運動から政党的運動に移行せしめよう、こういう考えが基本になつてゐるにもかかわらず、こういう候補者個人の個人演説会という形になりますれば、ここにもまた問題があると思ふのです。おそらくこの事前の演説会は、新人の人は大いに活用して、百回でも目いっぱいやる、こういうことになるとはならないか、こう思ふます。私が今尋ねてゐる点の、費用が大へんかかるということ、それが的確に捕捉したいということ、それから候補者個人の運動から政党的運動に移行せしめようという方向に反するということ、この点に対するお考えを伺いた

い。
○松村(清)政府委員 その問題は経緯から申し上げますと、選挙制度審議会におきましては、事前においては言論文書に関する限りは自由にしよう、こういう議論から出発いたしました。その間主として現議員の方から、全く自由というのはいろいろ問題もあるからというので、そこに回数制限を演説会については付与したわけでございます。ところがその演説会を告知いた

しますポスターにつきましては、これは先ほどの点を少し補足しては、これだと思ふますが、選挙運動期間中のポスターというものは、これはもちろん演説会を告知するポスターもございませぬけれども、制限されております。ポスターは告知用のポスターだけでなく、選挙運動用のポスターということが主体でございます。ところがこの事前のポスターというものは、告知するだけのポスターとしての性格に違つた点があるの

でございます。そこで無制限にするのがかかるといふこと、もちろん言論文書、そういうものを自由にすること、金の方においてはこれはかかるかと思ふますが、それだからこそ法定費用といふものをきめまして、事前運動のための演説会等に要する経費も選挙運動期間中の法定費と合わせて、一緒に経費の額をきめるという建前におおるわけでございます。イギリス等におきましては、法定費の制度はあるけれども、言論文書はあまり拘束してない。あるいはドイツ等においては法定費の制度もない、こういうふうな外国の例でございますけれども、そこでわが国においては、事前運動に関するものは法定費といふことで押える。それから選挙運動演説会の回数は押えますが、それを告知するだけのポスターといふものは、いわば、考えてみれば広告といふようなものと同様に考へられますので、これには特に制限する必要はないといふふうに考へたのでございます。従つて金がかかるといふことにつきましては、法定費といふワケでこれを処置するより道がない。

それから政党的選挙へ移るといふことの問題でございますが、今日政党的政治活動をするには自由でございませぬが、選挙運動をやるというところは今の体制ではできないことになつております。ただ今度の政府原案におきましては、選挙運動期間中においては政党的政治活動を制限しておりましたのを、今までより大幅に緩和する。また、政党につきまして選挙運動すらもできるよりにした。これは今度の新しい仕組みでございますが、この政府原案程度が政党的選挙にするため

れる最大限ではないかと思ふます。政党本位の選挙にするためには、もつとほかの方法もあわせて考へなければならぬと思ふます。従つて、事前におきまして政党が選挙運動をやるということ、今のところは、そういう点は考へられないのでございまして、政治活動はもちろんでございますが、政党の選挙運動といふことは、事前運動として現在のところ考へられる余地がないのではないかと、そういうふうにお考へす。その事前運動としての演説会に関する限り、政党本位の選挙と反するといふような点につきましては、私は特に考へてはいたないのでございまして、い

まいます。
○島上委員 それでは、一つ一つ伺つていきたいと思います。法定費用で押えるといふことは、これは理屈としてはわかりませぬ。しかし、告示後の運動は大体一定の型にはまつてゐるようなものですか、枚数も回数も制限がある。これは費用で押えることは可能でございませぬか、また調べることも可能だと思ふのです。ところが告示前の運動は、今言つたように、選挙管理委員会の活動も告示後のように活

動していませんし、警察もおそらくいろいろふりふりになりますればそれに目をつける必要もないわけですから、その告示前の百回の演説会、そのポスター、印刷物、頒布するチラシ、いろいろものに対しては、実態を捕捉すること、が事実上不可能だと思ふ。実態を捕捉することは不可能です。良心的な人は最小限度の費用でやつて、それを届け出せしめよう。しかし、必ずしもそうとはかりは言えないのです。特に昭和三十一年十一月の選挙の状況を見ましても、新しい人が当選しようと思つれば、現職を追い越していかねばならぬわけですから、非常な努力を要するわけですから、その努力が百回の演説会に集中されるということになれば、私はポスターでも相当大量にやるだろう。それから問題の費用を捕捉するといふことが不可能であります。チラシもそうです。チラシもここでは一種類とか、三種類とか制限がございませぬから、極端に言へばいろいろな種類のチラシを作つて、来た人に――これは何枚渡してはいかぬといふことはもちろん制限できるものではないわけですから、来た人に百枚くらいずつやる、一種類十枚ずつ、十種類やる。こういうことも可能でございませぬか、それ

に伴つて起こる問題は、もつた人はたくさんの方を配るといふ問題も起るわけですから、そういう経費を捕捉したいといふことや、チラシの種類、枚数は制限もございませぬから、それに伴つて、もつた人が近所隣や職場に行つて配るといふ問題が起つてもよろしいならばいいのです。私は別にいいとか悪いとか言つてゐるのではないのです。そういう点について

お考へになつてやつておるのかどうか、よろしいといふふうにお考へかどうか、それを伺いたい。
○松村(清)政府委員 第二番目のチラシの問題につきましては、これはうち持つて歸つて方々に配付すれば文書図画頒布の違反になるわけでございますが……。(事前だものならぬ、よと呼ぶ者あり)第一の質問の、法定費用で押える、これは御承知のように、今日でも法定費の届出をしてありますけれども、これはなかなか捕捉しがた

いことは御承知の通りでございます。従つて事前運動の費用は、政府の原案では、毎年の分を締めくくつて選挙管理委員会に届けるように制度の上ではいたしておりますけれども、個人の法定費と同様に完全に捕捉するといふことはなかなかむずかしいと思ふます。しかしこの法定費で制限するといふことを考へる以上は、この程度で規制するよりほかに仕方がない、こういうふうにお考へておるわけでございます。ピラの点につきましては、もちろん選挙演説会場においては、無制限にピラの頒布が認められるわけでございますが、それを外に持ち出していろいろ頒布することにつきましては、それぞれ選挙運動の違反、事前運動の違反、こういうことで規制される建前になつてお

りませぬ。
○島上委員 今度法定費用を合理的に改めるといふことは、たとえは労働者の日当その他、実態に即しない点があるといふことも一つですが、合理的に改めると同時に、いろいろな書類を添付し、受取書等を添付して捕捉しやすきようにするといふことも一つの面だと思ふのです。幾ら合理的に改め

ても、でたらめな届けを出して、しか

でも、でたらめな届けを出して、しか

もこれを捕提することができない、実態を握ることができないということ

じゃ、これは意味ないんです。ところがこういふふうな事前の印刷物、ポスター、チラシを、回数はお百回ですけれども、無制限にするということは相当

多額の経費がかかり、かつ、その実態をいよいよつかみにくくする。こういう矛盾は何としてもおおいがたいと思

います。それからチラシを持っていて配れば事前の選挙違反だ、こうおっ

しゃいますけれども、それは一人で五百枚も千枚も持つていって軒並みに、町じゅう配ればそりなるかもしれぬけ

れども、十枚や二十枚家を持つていて家族のものに見せたつて、どうしようもないでしょう。あるいは同居人の

十人も控えている人が、同居人によつたつて、それまで選挙違反だということ

とは実際上できないと思ひます。私が言うのは、枚数にも制限がないし、種

類にも制限がないでしょう。ですから極端にいえば、百種類作つたつてこの

法律からいへば違反じゃないんです。いろいろな種類のものを工夫して

て、漫画を入れたり、写真を入れたり、いろいろなものをつまんで幾種類

も作つてもいいわけですね。幾種類も作ると、良心的に一種類一枚ずつや

つても、十種類作れば十枚になるんですね。その十枚をポケットに入れてい

けば、勢いそれに伴つて、少なくとも最

小限うちにいる同居人くらいには見せる、まあ近所の人に見せるというよう

考えになつたかどうか。それでよろしければ、それでいいんです。

○松村(清)政府委員 これは先ほど申し上げましたように、選挙制度審議

会の調査審議以来、言論文書に関するものはできるだけ自由にしてい

く、少々のことは乗り越えて、これをできるだけ自由にしていこうという思想

のもとに作られておるものでございますから、選挙運動期間中のことは別と

して、事前運動に関するものは、演説会

は一定の制限を加えるけれども、ポスター、ビラについてはこれに制限を加

えることをはずしたのでございます。○島上委員 できるだけ自由にして

という考えは、私も賛成なんです。しかし大へん金がかかるという問題

は、やはり金のかかるからぬような工夫がありそうなのだと思います。そこが私

は抜けていると思うのです。今度は大臣に伺いますが、今局長から御答弁が

ありました。今度の選挙法改正のものの考えの重要な一点として、候補者個

人の運動から政党的運動に移行させよ、こういふ考えなんですね。ところが

がさつき私が指摘しておりました、この言論文書による事前運動を緩和し

た、これは緩和したのはよろしいです。私も賛成です。ところがその緩和

の政党的運動を緩和した、これはわかり

ます。それは当然です。告示後の運動を緩和したなら、告示前の運動も緩

和すべきではないか。政党的選挙活動というものは、日常活動が一切選挙に

結びついておるのです。今、自民党でも社会党で、各党がいろいろな政党的

政治活動をやっているでしょう、日常活動をやっているでしょう、これが参

議院選挙に結びつかない日常活動と言

えますか。これは参議院選挙に結びつ

ているのです。法律の關係上、現行法

があります關係上、参議院に立つ候補

者の直接の選挙運動ができないだけの話で、実際はもう紙一重というところ

までやっているのです。安井大臣自身がおやりになつたでしょう。私知

っています。せんだつて八芳園で開かれた秋田県人会の総会に行つて、秋田

県では長谷山行毅君が今度地方区から立ちますからよろしくお願ひします

と云つたでしょう。私これはやむを得ないと思つたのです。そこを個人の運動

として緩和したから問題があると思つたのではないか、私はそり思つたのです

せめて個人の言論文書による事前活動

をある程度自由にするという点にとどめたわけですが、先ほどから聞いてお

りますお話のように、個人の演説会を無制限に近い数で許すとか、あるいは

無制限に近い方法でポスターとかビラ等を配付するといふようなものは、こ

れはまたおのづから限度を設けるなり何かしなければ非常に弊害が伴つた

り、混乱する部分も出てくると思ひますので、私はできれば、そりい個人

演説会等でビラを配るといふような場合にも、ある程度政令なり規則でこの

基準なり規格を設けるのでなければいけませんといふふうには考へておるわけ

でございます。○島上委員 それは法律で何の制限も

しないで、政令で規制するといつてもだめです。規制する必要があるなら

法律で規制すべきだし、私は大臣がお見えになる前に局長に聞きました

が、規制は費用で規制しているだけですよ。ところがその費用がどれだけか

かつたかといふ実態をつかむことができないかといふと、できないですよ。そ

こに問題がある。そりかといつて、これは自民党の青木さんにも聞かなけれ

ばわからぬだらうけれども、これを全然はずしてしまふ、全然なしにしてしま

いか。そこで政党的日常活動が選挙活

動に結びついておるのには当然だし、結

びつくのは当然であるにもかかわら

ず、選挙活動しないもの、のどのこの

辺まで出てきておるのに言わない、紙一重のところまでいって言えない、紙

れがむしろ不自然なんです。西ドイツの選挙などは、期間はおろんありま

せんが、一年も二年も前からオルグを派遣して宣伝をして、選挙運動をや

つておる。これは当然です。政党的日常活動から選挙運動を差し引いたら、残

るものは一体何がありませんかと言ひたいくらいです。極論すれば、政党的

日常活動これすべて選挙活動に結びつ

ておると思つたのです。ですから、この事前の緩和している部分は政党的活

動として認める。そして候補者個人もその政党的演説会なり集会なりに行

つて、私はこの次の選挙に公認されましたからよろしくお願ひしますと

言つてもいい。そりい意味の個人の言論自由を認めるといふふうにしま

れば、現職議員に対する新人がハンディキャップがついておるといふような問題も、そこで大いに緩和され、解決

言つたような弊害もなくなるのじゃないかと思つたのです。これは非常に問題

のところがだと思つたのです。考え方自体が逆行しているといふことが、金の

かえつて大へん金のかかる選挙になる

といふことです。もう一べんはつきり

伺いたい。

○安井国務大臣 今の島上さんのお考

えのようなことも、私は確かに答申の

精神を生かす一つの方法であらうかと

思ひます。ただ政党的活動といふこと

になりますと、その範圍や、もの

のき

め方がなかなか困難じゃないか、それより個人としての事前の言論、文書による活動の自由を認めるのがとりあえずの措置だろうという事で、私もどうもこういふ案にしておるわけでありませう。しかし島上さんの今のようなお説自身については、今後ともできるだけ検討をいたさなければいかぬというふうに考えておられます。

○荒船委員 今の島上委員の質問に関連して一つ。実は選挙前の演説会百回、たとえ一例をあげると、来年は衆議院が解散になりそうだとということになってくると、百回の言論といいますが、百回演説ができる。たとえば現職の議員は、いわゆる通常国会が百五十日、一年三百六十五日から百五十日を引くと、そうすると通常国会のときは演説会もやらないといいたしまし、その合間にやるとすると二日に一ぺんずつは演説会ができる。それからまた来年選挙になりそうだと、この中で、新人の候補者が事前の運動を百回やろうということになると、三日に一ぺんあるいは四日に一ぺんは演説会もできるといふことで、もし現職の議員が議会で百五十日、あるいは臨時国会があまりして、その間一生懸命一日も休まず勉強しておると、新人はその間三日に一ぺん、四日に一ぺんといふものは堂々と演説会もできて、しかも島上さんの言うように、その間に何千枚も、極端にいえば何万枚もビラをまけるというよりなことも、これはいえは確かに選挙費に加算されるが、しかしそういうこともできるのです。そういうことを考えると、この事前運動の演説会百回あるいはビラの制限がないというよりなことに非常な矛盾がある。政府当局はよく考えないでこんな

ものを出してしまつた、そう言つて失礼だが、この選挙法なんか、審議会で答申があつたから、それに似通つたようなものを出せば政府の責任はのめられるのだというふうな意味で、ろくな検討もしないで出したから、こういう結果が出た。また言ひ方は、はなはだまずいけれども、手党も野党も、大多数の人は、どうせこの選挙法は通る心配はないといううちにだんだん進行してきた。従つて国会内の代議士の様子を見ると、選挙法を讀んだ人が何%もないうちにだんだん進行してきた。また自治大臣も、出した以上慎重を期して出したというが、まことに慎重を期さないで出した、こういうことなんだ。憶測ですけれども、誤つた点があるなら取り消しますが、事実はそういうんだ。そこで、今島上さんの質問しておることと答弁がまことにちがはぐで、漫面をかいたような言ひ方は、まずいかもしれないが、まことに答弁になつておらないように考へるので、この事前運動の演説会百回だとか、無制限にビラをまくとか、こういうようなことは、大臣は一つ考へ直して削除いたしましよつたという勇氣があるかどうか、承りたいと思ひます。

○安井国務大臣 はなはだ検討が足りないのではないかと考へておられるの、ただいたわけでありませう、私もどうもいたしましては、審議会の御意見にそういうものが相当具体的に載つておつたという点、それから趣旨としてできる限り言論、文書の自由は認めるべきである、これをオーバーした場合には、今の金額でおのずから制限がありますから、そうむやみなことはできないのではないかと考へる角度からこれを取り上げておるわけでありませう。

す。これを削除してはどうか、進んで削除する気はないかという今の御質問につきましても、大へん御返事のしにくい問題であります。私も御意見のある点については、いろいろ将来の問題として検討もしなければならぬ問題として考へておられます。

○荒船委員 さすがに安井自治大臣はりつぱで頭もよいし、それから取り消す用意もありやうなような答弁に私は聞きました。そこでこの辺は、あやまちを改めるのは早い方がいいというので、この辺は早く出し直しをするのがよいのだが、今の議会制度では、出した案を政府が今にだけは削除しましよつたといふことはどうもできないように、常識で思へませう。そこで、手党も野党も、この辺はいさぎよく削りたいという考へがあるように私は仄聞を聞いていますので、そういうときは、面子にこだわらないで、お面を食らつて、お腹を食らつて、小手を食らつて参つたといふところで、つつしんで同調するように、今から警告いたします。

のですが、事務当局は、選挙費用で総括的に縛るのだ、そういうことを言われているのですが、これは重大ですから、その間どちらをおとりになるのか、はつきりした方がいいと思ひます。

○安井国務大臣 政府案として出しておられますが、今事務当局が答弁しました通り、おのずから選挙の全体の費用というものは限度があるのでありますから、そうむやみに野放図になることはあるまい、こういう趣旨でございます。しかし、同じビラを配るにしても、今の何十種類というよりなものをむやみにやることを認めるかどうかという事になりませう、これはおのずから限度もありませうから、こういうものは政令あるいは規則で相当の制限を加えることが、また内容的にはしかるべきものであらう、こういうふうに考へておるわけでございます。

ようなことはなるべくないような方向でこの実際上の処理はしたい、こう考へておるわけでありませう。今いろいろ御質問のありました点につきましても、将来の問題として考へておるわけでありませう。

○永山委員 将来の問題として研究されたのでは困るのです。これは通過したから直ちに実行に入るのでございませうから、どうしても政令で縛つていくんだといふことをおきめにやらなければいかぬ。そして委員会へは、大体こういう構想だ、しかし、実際問題としては、法律では野放しになつておるものを政令で規制するといふようなことは、これはむしる法律違反になるわけですから、可能ではない。われわれは、事務当局の言われるように、費用で縛るという以外に道がないのじやないかと思つたのです。おそらく大臣は、事務当局と十分検討されておらない結果ではないだらうかと思ひますから、よく一つ御検討をされて、正しい考へを、また、政令でできるのなら、お示し願ひたいと思ひます。

○安井国務大臣 技術的な点につきましては、いろいろよく検討をした上で御返事をしたいと思ひます。

○荒船委員 制令でポスターの制限をするとおっしゃいますが、政令でポスターの制限がらういふことと思ひます。これは法律で規制をしないで、政令で

な幼稚な答弁は、日本の衆議院では通らないことだと私は思うのです。

○安井国務大臣 今の荒松先生のお話につきましましては、技術的にもう一ぺんよく検討することになさしていただきま

す。

○荒松委員 了解いたします。そんなことはだめです。

○島上委員 この点は確かにもう一ぺんよく検討してもらわなければならぬところだと思ひます。よく検討するということとは、修正に應ずる用意がある、こゝろいう意味だろふと思ひます。

そこで、私はさつきも言いました

が、どうも御答弁がよく納得できません。もう一ぺんはつきり私どもの考えを申し上げておきたいのですが、たと

の運動として緩和する、これはきわめて自然な話です。当然ですよ。そうして

政党的運動の中に候補者が行つて、私はこの次参議院をやります、衆議院

をやりますから、よろしくという言論を許すことは、これまた当然のことです

よ。今よく検討するといふ点にお気づきになられたのですから、さらに一

歩を進めて、思い切つてこれを政党的運動として緩和するといふふうに切り

かえてもらいたい。政党的選挙運動として一政党的日常活動は、これはさつき言ったように、選挙活動と結び

ついでるのです。結びついでるものを、今の法律の關係で選挙運動と言わぬだけの話なんです。選挙運動

○島上委員 どうも今の御答弁は、これは残念ながらやはり御答弁になつて

いないと思ひます。そこで、同じことを繰り返してもし

よ。今よく検討するといふ点にお気づきになられたのですから、さらに一

歩を進めて、思い切つてこれを政党的運動として一政党的日常活動は、これはさつき言ったように、選挙活動と結び

ついでるのです。結びついでるものを、今の法律の關係で選挙運動と言わぬだけの話なんです。選挙運動

があるか。何も弊害はないのです。弊害があるとおつしやるならば、その弊害を指摘してもらいたいし、私の意見

に賛成ならば、さらに一歩を進めて、こゝろまで一つ修正の際に検討をしてみたいと思ひます。先ほど申しましたように、この政党的活動を認められた方がい

が、しかし、私どもは、制度を考へる上において、できるだけさういふこと

を本人に義務づけ、また、それを聞かない場合には選挙が撤去命令を出す

か、その他罰則をつけるか、こゝろいふことでの法案を作つてゐるわけ

です。

なお、あとのスローガンの問題、これは今お話のように、選挙運動期間中

に入りますれば、個人の名前を書いてありますよ。スローガン、これはやはり違法なものとして処置しなければならぬと思ひますが、確かに、さうい

うスローガンを書いたものと、演説会を告知するポスターと、その間の不均衡は、あると言へばあると申せるかも知れませんけれども、一方は、スロー

る。片方は、スローガンのなにするか、候補者と書けない。それだけの違

いですよ。しかし、名前は同じように大きく書いてもかまわぬし、写真入り

りでもかまわぬし、片方は、告示されてから選挙から撤去命令がきて、

それからほつりほつり撤去すればいいのですから、その間に一週間や五日間

たつてしまふ。十分に目的を達してしまつたのです。片方は、演説会が

なくなつたら、二日以内に撤去しなければならぬ。これはおかしいですよ。撤去も、少しくらいの処罰規定を作つ

たつて、そんなものこたへませんよ。私はまだそのところまで見ておりませんが、これを撤去しなかつたらどう

○松村(清)政府委員 これは二百五十

二条の二に新たに「立候補の届出前の演説会の規制違反」といたしまして、

一年以下の禁固または千円以上三万円以下の罰金、こゝろいふ規定を設けてお

ります。

○島上委員 それは二日以内に撤去しない場合に、撤去命令を出して、そ

れからのことでは、それはどういふことになつてゐるのですか。

○松村(清)政府委員 これは撤去命令のあるなしにかかわらず、二日以内に撤去しなかつた場合もこれに該当いた

○松村(清)政府委員 これは選挙運動期間中のポスターと同じように、それを掲示した者が該当者です。

○島上委員 私は実はきょうこの点だけ質問する予定でしたが、これで質問を終わりますが、残余の問題は、まだたくさん問題点がありますから、これはまたあとでゆつくり質問することにします。大臣にとつくりこの点は考えてもらいたいと思ふのです。選挙制度審議会の答申を生かすつ、そうして費用のかからない選挙にするためには、これではならぬといふことは、これはおそらく与野党一致していると思ふのです。よく考えて下さい。これを通すからには、そういう間違つた点は直さなければならぬですからね。私どもは、この程度を直して、賛成というわけにはいきません。社会党の修正案を出しておりますから、これはまたあらためて一つゆつくり大臣に社会党の修正案の問題もお伺いしますが、社会党修正案を取り入れていただきますけれども、賛成というわけにはいきませんけれども、この点は非常に問題であるから、一つよく考え直してもらいたいといふことを希望して、私の質問を終わります。

○永山委員 ちょっと関連して。きわめて小さい問題ですが、ただいまの事前運動等に関連しまして、百回演説会を認める場合に、費用を見積もるといふことですが、そうすると、旧来の選挙よりは事前運動を許可したのですから、大体どのくらい増すという計算を立てておられるのですか。

○松村(清)政府委員 今のところ、事前運動の演説会分といたしまして七十八万円見込んで計算いたしております。

○永山委員 七十八万円といふことになりますれば、一回が七千八百円といふことになるわけですね。七千八百円といふよりなことで、実際問題として、会場を借りるといふのも、そういう費用ではいかにないと思ふのです。それから印刷をしてやる場合でも、そういう費用ではとてもできそうもないのですかね。そうすると、どうも計算が実情に合わないと思ふのですが、どうでしょう。

○松村(清)政府委員 もちろん、この演説会のやり方いかんで金がたくさんもかれば、もっと少なくて済むと思ふのです。しかし、これはやはりある程度のものでありふらに考えて私どもは計算したわけですが、演説会と申しますと、何か大々的な演説会を開いて聴衆に選挙運動としての演説をして訴えるといふふらにとそれがちでございしますが、たとえ、いろいろな会合の席を利用いたしましてその席へたまたま出席いたしまして、自分は今度の選挙に立候補するからよろしく頼むといふことを言えるようにしたい、こういう考えて作つたのであります。

○荒船委員 今のはどうもおそれ入った答弁で、それじゃ、一方には結婚式の集まり、一方には葬儀がある、やれ何の集まり、そういうものを百回と勘定ができますか。今のは答弁になっておらないと私は思ふのです。今のような答弁は速記録から抹消しておかないと、大へんなことになると思ふのです。それでよろしくございませぬか。

○松村(清)政府委員 私は、冠婚葬祭と言つてはございませぬ、あるいはクラス会をやつたような席でこういう演説をする、そういうよりなことも考えておるのでございませぬ。

○荒船委員 これはおかしな話で、クラス会に制限をするのですか。おかしな話で、冠婚葬祭もあれば、道路普請のこともあれば、いろいろなところでそういうことがあると思ふ。これは速記録に残しておくことは、あとで困りはしないですか。それはあなたを追及する意味じゃございませぬから、悪く思わないでいただきたいと思ふのですが、この事前運動といふものに對して大臣のお考えをお聞きしたいと思ふのです。

○松村(清)政府委員 政治法といふ問題と事前運動、いわゆる政党と個人との関連性を考へると、事前運動の百回を審議会の答申があつたからといふことで出しました。たつたのですが、実際このままでこの法律が改正されて出たときに、あとになつて、これは通つてしまつたが、大へんなことだといふことに相なつてきはないかと思ふのです。私も手党でございまして、自由民主党の一人ですから、あまり大臣の困るようなことは申し上げませんが、非常に不備であつて、むしろナンセンスに近いようなことだと私は思ふ。審議会の答申があつてから、迎合すると言つてはなはだ失礼ですが、審議会の答申を尊重するといふ意味で、ごとなわ式の選挙法を出す、こういうことなんです。だから、政党と個人の選挙運動といふのは、もう少しよくお考えをいただきたい、慎重にお願ひしたい。事前運動は百回、それから、確かに選挙費には加算されるが、ポスターの制限なしといふよりなことも、めちやくちやなことです。こんなことは、出してはだめです。取り締まりも何もできるものではない。こういう問題についても、手党とよく相談をして、つつしんで取り消しをいたしますといふようなことに相なると思ふのですが、悪いことを改めるにははかるなけれ、そういう点、われわれの意見もよく頭に入れておいていただきたい、こう思ふのです。安井自治大臣も参議院議員でございませぬから、これを出しておいて、あとで参議院議員の選挙をやつたが、とんでもないことになつたといふことのないように警告を申し上げながら、意見を述べたわけでございます。

○永山委員 今局長が言われたことは重大だと思ふのです。現在でも、あいさつだけは選挙演説回数になつていないのです。それを回数に加えるといふことは、非常に重大な発言だと思ふます。その点、演説会とあいつの關係をどういふようにお考えになつておられますか。

○松村(清)政府委員 私の申し上げましたのは、たとえば、クラス会その他の会合といふ施設を利用して選挙運動のための演説をするといふことを申し上げたわけでございます。その点誤解のないように願ひたいと思ひます。

○永山委員 演説会をやるのに一回七千八百円といふものを認めておるので、そのうち、ポスターをどのくらい、ピラをどのくらい、会場費はどのくらいと御計算になつておるのでありますか。

○安井国務大臣 ちょっと今資料をあれしておりますから——先ほどの、政治法との関連を十分考へたかといふお話につきましては、これは答申におきまして、政治法その他の問題でいろいろと掘り下げなければならぬ問題

があるが、さしあたりこうしろといふようなことで、今御指摘のように、これはそれとの關係を十分に掘り下げておるといふわけには参らぬと思ひます。今の演説会のあいさつにつきましては、たとえば、同窓会といふようなものを演説会に切りかえるといふような場合には演説会に入りませんが、通常は、永山先生御承知の通りであります。

○松村(清)政府委員 先ほどの七十八万円の内訳でございませぬが、会場の借り上げ料、これはいろいろなものをおしなべてでございませぬが、一回三千円といふ計算にいたしております。その他は、文書図書費といつたしまして告知用のポスター費を十六万円、ポスター掲示費十四万円、ポスターは一回二百枚使つたといふ計算で、百回十六万円。

○田中(榮)委員 関連いたしまして簡単に質問したいと思ふのであります。かりに事前運動が百回できることといたしまして、東京都の場合と一応想像してみますと、現在区会議員の定員が、多分一千名くらいだと思ひます。それが百回としますと、十名、それから都會議員、そのほか、現役の議員のほかに、新人がそれぞれその倍立つとしますと、参議院の地方区、全国区、これらを合算しますと、まず東京都の場合だけを想像しますと、三千五百名くらいもの現役議員、それから新人候補といふものがみん入り乱れまして事前運動をやるといたします。その場合に、一人が平均一回二千枚としますと、七億枚のポスターが東京都内に一年間に張られることとなります。かりにこれを一回一人五千枚としますと、十七億五千枚のポスターが東京都内の

り締まりも何もできるものではない。こういう問題についても、手党とよく相談をして、つつしんで取り消しをいたしますといふようなことに相なると思ふのですが、悪いことを改めるにははかるなけれ、そういう点、われわれの意見もよく頭に入れておいていただきたい、こう思ふのです。安井自治大臣も参議院議員でございませぬから、これを出しておいて、あとで参議院議員の選挙をやつたが、とんでもないことになつたといふことのないように警告を申し上げながら、意見を述べたわけでございます。

があるが、さしあたりこうしろといふようなことで、今御指摘のように、これはそれとの關係を十分に掘り下げておるといふわけには参らぬと思ひます。今の演説会のあいさつにつきましては、たとえば、同窓会といふようなものを演説会に切りかえるといふような場合には演説会に入りませんが、通常は、永山先生御承知の通りであります。

○松村(清)政府委員 先ほどの七十八万円の内訳でございませぬが、会場の借り上げ料、これはいろいろなものをおしなべてでございませぬが、一回三千円といふ計算にいたしております。その他は、文書図書費といつたしまして告知用のポスター費を十六万円、ポスター掲示費十四万円、ポスターは一回二百枚使つたといふ計算で、百回十六万円。

○田中(榮)委員 関連いたしまして簡単に質問したいと思ふのであります。かりに事前運動が百回できることといたしまして、東京都の場合と一応想像してみますと、現在区会議員の定員が、多分一千名くらいだと思ひます。それが百回としますと、十名、それから都會議員、そのほか、現役の議員のほかに、新人がそれぞれその倍立つとしますと、参議院の地方区、全国区、これらを合算しますと、まず東京都の場合だけを想像しますと、三千五百名くらいもの現役議員、それから新人候補といふものがみん入り乱れまして事前運動をやるといたします。その場合に、一人が平均一回二千枚としますと、七億枚のポスターが東京都内に一年間に張られることとなります。かりにこれを一回一人五千枚としますと、十七億五千枚のポスターが東京都内の

り締まりも何もできるものではない。こういう問題についても、手党とよく相談をして、つつしんで取り消しをいたしますといふようなことに相なると思ふのですが、悪いことを改めるにははかるなけれ、そういう点、われわれの意見もよく頭に入れておいていただきたい、こう思ふのです。安井自治大臣も参議院議員でございませぬから、これを出しておいて、あとで参議院議員の選挙をやつたが、とんでもないことになつたといふことのないように警告を申し上げながら、意見を述べたわけでございます。

電柱に張りめぐらされる。これは最悪の場合を予想しますと、七億枚のポスターがかりに東京都内に張りめぐらされた場合に、都民の受ける感情というものはどうでしょうか。都市美観とか何とか、いろいろ言っておりますが、選挙用のポスターが七億枚も東京都内に張られるとしたならば、どこへ行ってもポスターばかり、しかもそれがなかなか撤去されず、きたないポスターが雨ざらしになって東京都内に張りめぐらされているという実情を考えますと、われわれはだにアワを生ずるような感じがするわけです。それから、ただいまのお話によりまして、一回七千八百円ということですが、現在の都内の会場を借りる費用なんというものは、とても三千円や何かでは貸してくれるところはございません。大体五千円から一万円かかるわけです。それから、ポスターにいたしまして、かりに一区内の区会議員がポスターを張る場合、二百枚なんというところはとうてい考えられないことです。大体千枚から三千枚ぐらいのポスターは張っておるわけです。そういうようなことから考えますと、この百回の事前運動をやるということは、与党として、また政府として、よほど考えていただきますと、選挙に対する国民の非常な不信の念といえますか、いやな気持ちを起させるといいますとは、選挙の公正あるいは選挙の森厳さを疑わせるというような結果にも相なります。費用の点は、もちろん、これを計算することはなかなか困難であります。法定費用の中に入れるといいますが、現在の選挙の法定費用でその通りやっていると、だれも思っておりません。いわんや、こうした事前運

動の会場費その他の計算の仕方というものは、そう簡単に出るものではない。ことに一般の世論は、選挙の費用はなるべく安くさせたい、安い費用でりつぱな選挙をしたいというのが国民の要望でございますので、そういう意味からいたしまして、私は、事前運動百回ということは慎重に一つ御考慮願わなければならぬ問題だと思っております。先ほど来たなかから、これは修正した方がよからうという御意見があったのでございまして、私も、できれば何かこの点について政府としても一度真剣に再検討されることを望みたいと思っております。

○永山委員 費用の關係は一回分七千八百円だということですが、その一回分のポスターが幾らだとか、そのポスターの張り賃はどのくらいであるとかいう詳細な内訳をあとで出してもらいようをお願いしたいと思います。

そこで、さらにこういふことを関連してお伺いしたいと思います。前の選挙で落ちた人が、次の選挙に立候補するということを予定して、三年も四年も前からやる場合もあるわけですね。そうすると、それらのことを印刷屋で調べるといっても、なかなか調べがつかぬと思つておられるかもしない。従つて、一年間の費用が大体平均よりオーパーしているというよりなときには、選挙管が調査をすることになるのですか。これをほらうっておいて最後に調査をするということになった場合には、三年も四年も前の分はおそらく証拠になるものはないと思つておられますと、そういう關係で一年間の

報告を出させておいて、その費用があまりオーパーしているというときには調査を進めるといふことになるのですか、どうなんでしょう。

○松村(清)政府委員 これは法律案にございまして、事前演説会をやつたあたりから、自分が今度行なわれるであろう選挙の立候補者になるというふうなことが、選挙に際しましては、どういふ施設を使つてやる、そういうふうなことを選挙管理委員会にあらかじめ届け出てやらなければならぬことになっておられます。そういうふうな点、それから費用の届け出は毎年未といふようなことになっておられますが、そういうふうな点を見まして、その間に何か不審なところでもあれば、やはり警察なりその他調査も行なわれることになるのではないかとお思います。

それからなお、先ほど田中委員のお話でございまして、この事前運動の演説会は、国の選挙だけでございまして、地方の選挙には適用されません。それからなお、演説会場は、選挙運動期間中に使つておられる学校その他の公共施設も使用できるようにしております。

○永山委員 ただいま何か不審の点があれば調査を進めるといわれるのですが、不審といふのはどういふようなことをさすわけですか。われわれが考えるのは、どうも選挙費用を使つていふ点以外には、ちょっと不審はないと思つておられますが、しかし、選挙費用を使うといふことも、最初多く使つて、後に少なく使つていふこともあるのですから、一年の平均の選挙費用が少し上がつていふからというのですぐ調査を始めたいといふようなことに

なれば、不当干渉ということにもなるわけですから、どうしても最後に選挙費用の中で調査する以外には私はないと思つておられます。それを、何か不審だからというので調査を受けることになれば、警察官が踏み込んでくることになると思つておられますが、ただいまの不審がある場合といふことは、どういふことをさしておられるわけですか。

○松村(清)政府委員 これは現行の一般の法定費用について同じような考へ方になるわけでございますが、もちろん、お話のように、全体の法定費用としてきめられるわけでございますから、最終的に締めくくつたものが、これが一番きめ手になるわけでございますが、しかし、それまでに至る過程におきましても、一年に一回報告することになっておられます。従つて、あらかじめ選挙管理委員会に届け出たそのことは、これはわかつておるわけでございますから、これはわかつておるわけでございますから、年末に届け出られた費用等を見まして、そこに不審な点がありますれば、選挙管理委員会としては、現行法の規定が準用されまして、報告書の調査上必要があれば、資料なり報告を出させることができ、また虚偽の報告になっておられるれば、当然罰則にかかるといふことになっておられます。そういう状況になっております。

○永山委員 関連ですから、それ以上私の方も追及しませんが、要するに、費用といふものが七十八万円といふことにきまつておれば、それが最初の年に二十万も三十万も使えば、何か不審があるといふことで調査をされる可能性があるわけですか。しかし、実際問題としては、最後のときの選挙費用で調査すべきなんですから、その途中に

おいて調査するといふことは、不当干渉である、そうなつてくれば、三年前、四年前の分といふものは全然わからない、どこを調べてもわからないといふことで、上手にやつた者勝ちといふような結果にもなるし、しからざれば、不当干渉になるのではないかといふようにも感ずるのであるかといふことは関連だし、早くやめろといふことでありますから、あらためてまた御質問申し上げたいと思つておられます。○加藤委員長 本日はこの程度とし、次回は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。午後零時十二分散会

昭和三十七年四月十六日印刷

昭和三十七年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局